

令和 8 年 3 月 2 日

議 案 参 考 資 料

3 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第72号 友好都市の提携について

東京都文京区は、徳川家康の孫である「千姫」を奉る菩提寺があることを縁として、令和5年1月に大河ドラマ「千姫」誘致への参画以降、地域イベントなどを通じて着実に交流を重ね、両都市の信頼関係を築いてまいりました。

本議案は、そうした既存の連携関係を更に発展させ、教育、文化、スポーツ、産業及び災害時の相互応援等の多岐にわたる分野での交流を一層促進し、両都市の持続可能な発展を図るため、その実現に向けて、友好都市の提携を行うものです。

友好都市を提携することにより、両都市の発展に資する新たな取組が可能となるとともに、地域の魅力や課題を共有しながら、互いに学び合い支え合う関係の構築が期待され、提携後は、各分野においてさまざまな形での交流を想定しております。

常総市・文京区友好都市協定書（案）

常総市と文京区には、徳川家康の孫であり、戦国時代末期から江戸時代初期にかけて激動の時代を駆け抜けた「千姫」を奉る菩提寺が現存しています。

こうしたつながりを大切にし、互いの歴史や文化、地域性を尊重しつつ、さらに絆を深め、末永い友好関係を築くとともに、教育、文化、スポーツ、産業及び災害時の相互応援等の幅広い分野における住民相互の交流を推進し、両都市の持続可能な発展を図るため、ここに友好都市協定を締結します。

今後、両都市は、住民相互の活発かつ持続的な友好交流が行われるよう、幅広い分野において相互協力を行い、双方の発展に努めていきます。

令和 年 月 日

常総市長

文京区長

◎議案第73号—議案第75号 訴えの提起について

議案第73号から議案第75号までの3議案につきましては、民事訴訟法の規定による支払督促の申立てに係るもので、支払督促の相手方等について、順にご説明いたします。

まず、議案第73号について、ご説明いたします。

相手方は、災害援護資金貸付金に係る主債務者及び連帯保証人の法定相続人であり、相続放棄がなされていないことから、法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っております。

次に、議案第74号について、ご説明いたします。

前議案同様、相手方は、災害援護資金貸付金に係る主債務者及び連帯保証人の法定相続人であり、相続放棄がなされていないことから、法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っております。

次に、議案第75号について、ご説明いたします。

相手方は、災害援護資金貸付金の借入者の連帯保証人であります。

主債務者である借入者は自己破産をしたことから主債務は免責となるものの、自己破産の効力は連帯保証人には及ばないこととされております。

以上の3件につきまして、災害援護資金貸付金に係る債務者である相手方らに対し、貸金債権の支払を求める催告を行っているにもかかわらず、その支払に応じないことから支払督促の申立てを行うものです。

支払督促については、債務者がその送達を受けた日から2週間以内に民事訴訟法の規定による督促異議の申立てがなされた場合にあっては同法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行することとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決が必要となることから、あらかじめ議会の議決を求めるものです。

◎議案第 76 号 常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 6 月に公布され、国会議員の選挙における選挙運動について、ビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額が最近の物価変動を踏まえて引き上げられたことを受け、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を国の改正基準に準じて見直し、適正な水準に引き上げる改正を行うものです。

選挙運動用ビラの作成につきまして、市議会議員選挙にあつては 4 千枚、市長選挙にあつては 1 万 6 千枚に 1 枚当たりの作成単価を乗じて得た額が公費負担の上限となりますが、その作成単価を現行の「7 円 73 銭」から「65 銭」を増額し、「8 円 38 銭」に引き上げます。

次に、選挙運動用ポスターの作成につきまして、市議会議員選挙及び市長選挙いずれもポスター掲示場 224 箇所につき 1 枚当たりの作成単価を乗じて得た額が公費負担の上限となりますが、その作成単価を現行の「541 円 31 銭」から「45 円 57 銭」を増額し、「586 円 88 銭」に引き上げます。

(1) 選挙運動用ビラの作成に係る限度額の引上げ（1 枚当たり）

公費負担の種類	現 行	改正後
選挙運動用ビラの作成単価	7 円 73 銭	8 円 38 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る限度額の引上げ（1 枚当たり）

公費負担の種類	現 行	改正後
選挙運動用ポスターの作成単価	541 円 31 銭	586 円 88 銭

○常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

平成6年12月21日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、常総市議会議員及び常総市長の選挙における法第141条第1項に規定する自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号に規定するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号に規定するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるものとする。

(費用の公費負担)

第2条 市は、常総市議会議員及び常総市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）がその選挙において支払う次に掲げる費用について、第10条に規定する金額の範囲内において負担することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する費用
- (2) 選挙運動用ビラを作成する費用
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する費用

第3条—第5条 略

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第6条 候補者は、選挙運動用ビラの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成について有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第7条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が~~7円73銭~~8円38銭を超えるときは、~~7円73銭~~8円38銭とする。）に、作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内の

ものであることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第 8 条 候補者は、選挙運動用ポスターの作成について第 2 条の規定の適用を受けようとするときは、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成について有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 9 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が ~~5 4 1 円 3 1 銭~~ 5 8 6 円 8 8 銭 を超えるときは、~~5 4 1 円 3 1 銭~~ 5 8 6 円 8 8 銭 とする。）に、作成枚数（当該作成枚数がその選挙におけるポスター掲示場の数を超えるときは、ポスター掲示場の数とする。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(公費負担の限度額)

第 10 条 第 2 条の規定による公費負担の限度額は、候補者 1 人について、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選挙運動用自動車の使用については、64,500 円に法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額
- (2) 選挙運動用ビラの作成については、~~7 円 7 3 銭~~ 8 円 3 8 銭 にその選挙における選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第 142 条第 1 項第 6 号に規定する枚数を超えるときは、同号に規定する枚数とする。）を乗じて得た金額
- (3) 選挙運動用のポスターの作成については、~~5 4 1 円 3 1 銭~~ 5 8 6 円 8 8 銭 にその選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

中略

附 則 (令和4年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第77号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

この条例は、令和7年8月7日の人事院勧告に準拠して給料表の月額並びに期末手当及び勤勉手当の率等を改正するものです。

まず、第1条につきまして、常総市職員の給与に関する条例を改正し、令和7年12月の期末手当の率を、0.025月分（再任用職員にあっても0.025月分）引き上げるもので、次の表のとおり、一般の職員にあっては現行の1.25月から1.275月（再任用職員にあっては、0.7月から0.725月）とし、給料表で6級以上の特定幹部職員にあっては現行の1.05月から1.075月（再任用職員にあっては0.6月から0.625月）とするものです。

続いて、令和7年12月の勤勉手当の率については、0.025月分（再任用職員にあっても、0.025月分）引き上げるもので、一般の職員にあっては、現行の1.05月から1.075月（再任用職員にあっては、0.5月から0.525月分）とし、給料表で6級以上の特定幹部職員にあっては、現行の1.25月から1.275月分（再任用職員にあっては、0.6月から0.625月）とするものです。

R7年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.250	1.050	2.300	4.650 (4.600)	—
		(1.250)	(1.050)	(2.300)		
	12月期	1.275	1.075	2.350		0.05
		(1.250)	(1.050)	(2.300)		
特定幹部 職員	6月期	1.050	1.250	2.300	4.650 (4.600)	—
		(1.050)	(1.250)	(2.300)		
	12月期	1.075	1.275	2.350		0.05
		(1.050)	(1.250)	(2.300)		
一般職員 (再任用)	6月期	0.700	0.500	1.200	2.450 (2.400)	—
		(0.700)	(0.500)	(1.200)		
	12月期	0.725	0.525	1.250		0.05
		(0.700)	(0.500)	(1.200)		

特定幹部 職員 (再任用)	6月期	0.600	0.600	1.200	2.450	—
		(0.600)	(0.600)	(1.200)		
	12月期	0.625	0.625	1.250	(2.400)	0.05
		(0.600)	(0.600)	(1.200)		

* ()内は、令和7年4月1日現在の支給月数

また、給料表の改正に関しましては、高卒の新規採用職員で最大12,300円、大卒程度の新規採用職員で最大12,000円を引き上げるとともに、若年層から再任用職員までの全職員において段階的に12,400円から8,300円まで引き上げ額が下がることとなり、これを令和7年4月1日に遡って適用することといたします。

第2条に関しましては、第1条で引き上げた期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.025月分（再任用職員にあっても0.025月分）について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に支給する期末手当及び勤勉手当に按分する改正を行うものです。

R8年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.2625	1.0625	2.325	4.650	0.025
		(1.250)	(1.050)	(2.300)		
	12月期	1.2625	1.0625	2.325	(4.650)	△0.025
		(1.275)	(1.075)	(2.350)		
特定幹部 職員	6月期	1.0625	1.2625	2.325	4.650	0.025
		(1.050)	(1.250)	(2.300)		
	12月期	1.0625	1.2625	2.325	(4.650)	△0.025
		(1.075)	(1.275)	(2.350)		
一般職 (再任用)	6月期	0.7125	0.5125	1.225	2.450	0.025
		(0.700)	(0.500)	(1.200)		
	12月期	0.7125	0.5125	1.225	(2.450)	△0.025
		(0.725)	(0.525)	(1.250)		

特定幹部 職員 (再任用)	6月期	0.6125	0.6125	1.225	2.450 (2.450)	0.025
		(0.600)	(0.600)	(1.200)		
	12月期	0.6125	0.6125	1.225		△0.025
		(0.625)	(0.625)	(1.250)		

* ()内は, 令和7年度の支給月数

次に, 令和7年8月7日の人事院勧告の地域手当の支給地域等の見直しに基づき, これまで2%としていた地域手当支給割合を6%とする改正を行います。

なお, 地域手当の支給割合に関しては, 同勧告において4%の級地と指定されていますが, 人材流出及び人材確保に対応するため, 市独自の方針として6%に増額改定を行います。

また, 派遣職員については, 勤務先の地域手当支給割合に応じた額を支給する改正を行います。ただし, この支給割合については, 当市の支給割合である6%を下限とします。

続いて, 通勤手当について, 令和7年8月7日の人事院勧告に基づき, 支給額を市規則にて定める改定を行います。また, 支給額及び区分については国の基準と同等とし, 市独自の追加分を削除します。

第3条に関しましては, 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年条例第4号)の附則の一部を改正します。一般職の地域手当及び会計年度任用職員の地域手当相当分の支給割合について, 令和10年3月31日まで4%を2%としていた経過措置について, 令和8年3月31日までに変更する改正を行うものです。

第4条及び第5条に関しましては, 今回改正する常総市職員の給与に関する条例の期末及び勤勉手当率の変更に合わせて, 条文中の読み替え部分を変更するものです。

第6条に関しましては, 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について, 特定任期付職員の給料月額期末手当及び勤勉手当の率を改正するもので, 給料月額については, 次の表のとおり各号給の職員について最大21,000円から最小13,000円を引き上げる改正を行うものです。

号給	給料月額	
	改定前	改定後
1号	392,000円	405,000円
2号	440,000円	455,000円
3号	492,000円	508,000円
4号	555,000円	574,000円
5号	634,000円	655,000円

期末手当及び勤勉手当の率については、令和7年12月の期末手当の率を、0.025月分引き上げるもので、次の表のとおり、現行の0.95月から0.975月とするものです。

続いて、令和7年12月の勤勉手当の率については、0.025月分引き上げるもので、現行の0.875月から0.9月とするものです。

R7年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
特定任用 付職員	6月期	0.950	0.875	1.825	3.700 (3.650)	—
		(0.950)	(0.875)	(1.825)		
	12月期	0.975	0.900	1.875		0.05
		(0.950)	(0.875)	(1.825)		

* ()内は、令和7年4月1日現在の支給月数

第7条に関しましては、第6条で引き上げた期末手当及び勤勉手当のそれぞれ0.025月分について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に支給する期末手当及び勤勉手当に按分する改正を行うものです。

R8年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
特定任用 付職員	6月期	0.9625	0.8875	1.850	3.700 (3.700)	0.025
		(0.950)	(0.875)	(1.825)		
	12月期	0.9625	0.8875	1.850		△0.025
		(0.975)	(0.900)	(1.875)		

* ()内は、令和7年度の支給月数

第8条に関しましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、地域手当相当分について、一般職の支給割合改正に合わせて4%から6%に変更する改正を行います。

なお、この条例は、公布の日からの施行になりますが、第1条、第4条及び第6条の規定による給料表の改定については、令和7年4月1日から適用となります。また、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定については、令和8年4月1日からの施行となります。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和32年10月1日
条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第4条 略

（給料表）

第5条 この条例に定める給料表は、別表第2のとおりとする。

2 前項の給料表は、第21条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

第6条—第17条の3 略

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に~~100分の125~~、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあっては、~~100分の105~~6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

第18条の2—第18条の3 略

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には10

0分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第20条 略

（会計年度任用職員の給与）

第21条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

第22条—第24条 略

（市規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

2—29 略

中略

附 則（令和7年条例第4号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第77号（第1条）関係

別表第1 略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円
		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>	<u>420,700</u>
		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>	<u>422,600</u>
		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>	<u>424,500</u>
		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>	<u>426,300</u>
		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>280,300</u>	<u>315,500</u>	<u>339,600</u>	<u>373,300</u>	<u>428,100</u>
		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>281,300</u>	<u>316,600</u>	<u>341,300</u>	<u>375,100</u>	<u>429,900</u>
		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>282,200</u>	<u>317,600</u>	<u>343,000</u>	<u>376,600</u>	<u>431,700</u>
		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>	<u>318,800</u>	<u>344,600</u>	<u>378,200</u>	<u>433,500</u>
		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>	<u>320,000</u>	<u>346,200</u>	<u>379,500</u>	<u>435,100</u>
		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>	<u>321,600</u>	<u>347,900</u>	<u>381,100</u>	<u>436,600</u>
		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,600</u>	<u>382,700</u>	<u>438,100</u>
		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>384,200</u>	<u>439,600</u>	
	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	

議案第 77 号 (第 1 条) 関係

	<u>213, 100</u>	<u>258, 100</u>	<u>288, 200</u>	<u>326, 200</u>	<u>352, 700</u>	<u>386, 100</u>	<u>441, 100</u>
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000
	<u>214, 800</u>	<u>259, 300</u>	<u>289, 500</u>	<u>327, 800</u>	<u>354, 300</u>	<u>388, 000</u>	<u>442, 400</u>
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300
	<u>216, 500</u>	<u>260, 500</u>	<u>290, 800</u>	<u>329, 400</u>	<u>355, 900</u>	<u>389, 900</u>	<u>443, 700</u>
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
	<u>218, 200</u>	<u>261, 700</u>	<u>292, 000</u>	<u>331, 000</u>	<u>357, 400</u>	<u>391, 700</u>	<u>444, 900</u>
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
	<u>219, 400</u>	<u>262, 800</u>	<u>293, 200</u>	<u>332, 400</u>	<u>358, 800</u>	<u>393, 200</u>	<u>446, 100</u>
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
	<u>221, 000</u>	<u>263, 900</u>	<u>294, 500</u>	<u>334, 100</u>	<u>360, 500</u>	<u>395, 000</u>	<u>447, 400</u>
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
	<u>222, 600</u>	<u>265, 000</u>	<u>295, 700</u>	<u>335, 700</u>	<u>362, 100</u>	<u>396, 700</u>	<u>448, 700</u>
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
	<u>224, 100</u>	<u>266, 100</u>	<u>296, 900</u>	<u>337, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>398, 300</u>	<u>449, 900</u>
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
	<u>225, 600</u>	<u>267, 000</u>	<u>297, 900</u>	<u>338, 700</u>	<u>364, 800</u>	<u>400, 000</u>	<u>451, 100</u>
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
	<u>227, 200</u>	<u>268, 000</u>	<u>299, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>366, 300</u>	<u>401, 400</u>	<u>451, 900</u>
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
	<u>228, 800</u>	<u>269, 000</u>	<u>300, 300</u>	<u>342, 100</u>	<u>367, 800</u>	<u>402, 800</u>	<u>452, 700</u>
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
	<u>230, 400</u>	<u>270, 000</u>	<u>301, 600</u>	<u>343, 700</u>	<u>369, 300</u>	<u>404, 200</u>	<u>453, 500</u>
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
	<u>232, 000</u>	<u>271, 000</u>	<u>302, 900</u>	<u>344, 900</u>	<u>371, 000</u>	<u>405, 600</u>	<u>454, 100</u>
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
	<u>233, 700</u>	<u>271, 900</u>	<u>303, 900</u>	<u>346, 800</u>	<u>372, 800</u>	<u>406, 800</u>	<u>454, 700</u>
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
	<u>235, 000</u>	<u>272, 700</u>	<u>304, 900</u>	<u>348, 500</u>	<u>374, 400</u>	<u>408, 000</u>	<u>455, 300</u>
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
	<u>236, 300</u>	<u>273, 600</u>	<u>305, 900</u>	<u>350, 100</u>	<u>376, 100</u>	<u>409, 000</u>	<u>455, 900</u>
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
	<u>237, 600</u>	<u>274, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>351, 600</u>	<u>377, 500</u>	<u>410, 100</u>	<u>456, 600</u>

議案第 77 号 (第 1 条) 関係

30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	

議案第 77 号 (第 1 条) 関係

	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>

議案第 77 号 (第 1 条) 関係

63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	

	<u>264, 100</u>	<u>304, 100</u>	<u>353, 000</u>	<u>394, 100</u>	<u>407, 600</u>
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
	<u>264, 400</u>	<u>304, 400</u>	<u>353, 500</u>	<u>394, 500</u>	<u>407, 800</u>
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>	<u>353, 800</u>	<u>394, 900</u>	<u>408, 000</u>
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>	<u>354, 200</u>	<u>395, 400</u>	<u>408, 300</u>
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>	<u>354, 600</u>	<u>395, 800</u>	<u>408, 600</u>
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>	<u>355, 000</u>	<u>396, 200</u>	<u>408, 800</u>
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>	<u>355, 300</u>	<u>396, 500</u>	<u>409, 000</u>
86	256, 000	297, 100	346, 000		
	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>	<u>355, 700</u>		
87	256, 300	297, 400	346, 400		
	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>	<u>356, 100</u>		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>356, 500</u>		
89	256, 900	298, 000	347, 000		
	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>	<u>356, 700</u>		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>357, 100</u>		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>	<u>357, 500</u>		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>	<u>357, 900</u>		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>358, 100</u>		
94		299, 400	348, 800		
		<u>308, 000</u>	<u>358, 400</u>		
95		299, 700	349, 200		
		<u>308, 300</u>	<u>358, 800</u>		

96	300,100	349,500
	<u>308,700</u>	<u>359,100</u>
97	300,300	349,800
	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>
98	300,600	350,200
	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>
99	301,000	350,600
	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>
100	301,400	351,000
	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>
101	301,600	351,500
	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>
102	301,900	351,900
	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>
103	302,200	352,300
	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>
104	302,500	352,700
	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>
105	302,700	353,200
	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>
106	303,000	353,600
	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>
107	303,300	353,900
	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>
108	303,600	354,200
	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>
109	303,800	354,700
	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>
110	304,200	
	<u>312,600</u>	
111	304,600	
	<u>313,000</u>	
112	304,900	

議案第77号(第1条)関係

	113		<u>313,300</u> 305,100					
	114		<u>313,500</u> 305,300					
	115		<u>313,700</u> 305,600					
	116		<u>314,000</u> 306,000					
	117		<u>314,400</u> 306,200					
	118		<u>314,600</u> 306,400					
	119		<u>314,800</u> 306,700					
	120		<u>315,100</u> 307,000					
	121		<u>315,400</u> 307,400					
	122		<u>315,700</u> 307,600					
	123		<u>315,900</u> 307,900					
	124		<u>316,200</u> 308,200					
	125		<u>316,500</u> 308,500					
			<u>316,800</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

○常総市職員の給与に関する条例

条文は、議案第77号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（公布日施行）のもの

昭和32年10月1日

条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条—第9条の2 略

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき~~1万3,000円~~13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 削除

（地域手当）

第11条の2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎として、地域に

おける物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に~~100分の4~~100分の6を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体、一部事務組合等（以下この項において「地方公共団体等」という。）への派遣等により、地方公共団体等に在勤する職員の地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該地方公共団体等が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該地方公共団体等が定める割合が同項に定める割合に達しない場合にあつては、同項に定める割合を乗じて得た額とする。

第11条の3 略

（通勤手当）

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することという。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 ~~次に掲げる職員の区分に応じ、~~支給単位期間につき、~~それぞれ次に~~ 66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）~~に4, 000円を超えない範囲内において市規則で定める額を加算した額~~
- ~~ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円~~
- ~~イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円~~
- ~~ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円~~
- ~~エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円~~
- ~~オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円~~
- ~~カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円~~
- ~~キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円~~
- ~~ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円~~
- ~~ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円~~
- ~~コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円~~
- ~~サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円~~
- ~~シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員~~

~~—29,800円~~

~~ス—使用距離が片道60キロメートル以上である職員—31,600円~~

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前2号に定める額

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が~~15万円~~150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、~~15万円~~150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

第11条の5—第17条の3 略

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、~~6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127、5~~100分の126、25（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並

びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあっては，~~6月に支給する場合には100分の105，12月に支給する場合には100分の107.5~~100分の106.25）を乗じて得た額に，基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

~~3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と，「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と，「100分の105」とあるのは「100分の60」と，「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」する。~~

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と，「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額），扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては，前項の規定にかかわらず，同項に規定する合計額に，給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては，給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階，職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は，市規則で定める。

第18条の2—第18条の3 略

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は，6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までに

においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、~~6月に支給する場合には100分の105~~100分の106.25（特定幹部職員にあっては、~~100分の125~~）、~~12月に支給する場合には100分の107.5~~（特定幹部職員にあっては、~~100分の127.5~~100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、~~6月に支給する場合には100分の50~~100分の51.25（特定幹部職員にあっては、~~100分の60~~）、~~12月に支給する場合には100分の52.5~~（特定幹部職員にあっては、~~100分の62.5~~100分の61.25）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する市規則で定め

る日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。) 」と読み替えるものとする。

第20条—第24条 略

(市規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

2—29 略

中略

附 則(令和7年条例第4号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2—6 略

(~~令和10年3月31日~~令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

7 切替日から~~令和10年3月31日~~令和8年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第11条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

8 切替日から~~令和10年3月31日~~令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条の規定の適用については、同条第4項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

9・10 略

附 則(令和8年条例第 号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和32年10月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条—第3条の2 略

(期末手当の額)

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあり、及び「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

【第5条関係（令和8年4月1日施行分）】

(期末手当の額)

第4条 期末手当の額は、給与条例第18条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「~~100分の125~~」とあり、及び「~~100分の127.5~~」100分の126.25とあるのは「100分の175」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第4条の2—第7条 略

(旅費の支給方法)

第8条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし、一般職旅費条例第16条ただし書の規定については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。ただ

し、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 公用車等を利用した場合には当分の間、第6条及び第7条の規定にかかわらず鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。
- 4 特別車両料金及び特別船室料金については、第6条の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例附則第5項の規定は適用しない。

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 5 石下町の編入の前日に、石下町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年石下町条例第11号。以下「石下町条例」という。）の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお石下町条例の例による。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「「100分の160、」」とあるのは「「100分の145、」」とする。

（期末手当に関する特例措置）

- 7 第4条の2の規定により一般職の職員の例によりとされる市長の期末手当（令和2年6月1日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第18条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則（令和7年条例第5号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1・別表第2 略

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成28年3月17日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られ

る場合

第3条—第6条 略

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	392,000 <u>405,000</u>
2	440,000 <u>455,000</u>
3	492,000 <u>508,000</u>
4	555,000 <u>574,000</u>
5	634,000 <u>655,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(給与条例の適用除外等)

第8条 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条、第10条、第11条の2及び第11条の3、第13条から第15条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

【第7条による改正（令和8年4月1日施行分）】

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「~~100分の125~~100分の126.25」とあるのは「~~100分の95~~と、~~100分の127.5~~とあるのは「~~100分の97.5~~100分の96.25」と、給与条例第19条第2項第1号中「~~100分の105~~100分の106.25」とあるのは「~~100分の87.5~~と、~~100分の107.5~~とあるのは「~~100分の90~~100分の88.75」とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中略

附 則（令和7年条例第4号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

○常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和元年12月16日

条例第18号

目次 略

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第4条—第19条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水海道

市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、~~100分の4~~100分の6を乗じて得た額を加算した額とする。

第21条—第35条 略

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

~~(施行期日)~~

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

中略

附 則 (令和7年条例第4号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年条例第 号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表 略

◎議案第78号 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、報酬及び旅費の一部について見直しを行い、適正化を図るため、関係する条例において所要の改正を行うものです。

まず、常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、現状の報酬では各委員会や協議会の人材不足や人材確保が困難となっていることから、昨今の人件費や物価の高騰の影響を鑑み、報酬改善の一環として、勤務時間が2時間未満の場合は、定められた報酬額の2分の1に相当する額を報酬とする規定を削除する改正を行います。

また、本市における日当については、該当する地域への旅行に対し支給しておりましたが、昨今の旅行における実情や人件費高騰等を考慮し、一般職及び常勤の特別職については、日当を支給しないこととします。これに伴い常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、令和8年4月1日より施行いたします。

○常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和31年9月19日

条例第18号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

（報酬の支給方法）

第3条 報酬が月額により定められている特別職の職員が、月の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、その月の報酬はその月の日数を基礎として日割りにより支給する。

2 報酬が年額により定められている特別職の職員が、年の中途において就職したとき又は退職、失職若しくは死亡等によりその職を離れたときは、月割りにより報酬を支給する。

3 任期満了により退職した者が再び当選又は選任されたときは、報酬の支給については引き続き在職したものとみなす。

4 特別職の職員の報酬は、報酬を日額で定める特別職の職員には勤務のつど、報酬を月額で定める特別職の職員にはその月分を当該月の21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に、報酬を年額で定める特別職の職員にはその年度の3月にそれぞれ支給する。ただし、退職、失職又は死亡等によりその職を離れ、日割り又は月割りにより支給する場合には、その事由の生じたときに支給することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、情報化統括補佐官又は審理員の報酬の支給方法については、市長が別に定める。

（重複給与の禁止）

第4条 市長、副市長及び教育長並びに一般職に属する常勤の職員がこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

（費用弁償）

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第1から別表第4までに掲げる職に相当する職員の受ける旅費の額に相当する額とする。ただし、同項の規定により一般職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員が、別表第5に掲げる地域へ旅行する場合における日当の額に相当する額は、支給しない。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、~~同項の規定により常勤の特別職に相当する額の旅費の支給を受ける特別職の職員の旅費については~~、常総市職員の旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第13号）第16条ただし書の規定は、適用しない。

4 ~~別表第5~~別表第6に掲げる特別職の職員が出務したときは、同表に規定する出務1日当たりの費用弁償を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

（経過措置）

2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和31年9月30日までなお従前の例による。

（水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止）

3 次の条例は廃止する。

水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例（昭和23年条例第86号）

水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年条例第154号）

（石下町の編入に伴う経過措置）

4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年石下町条例第8号。以下「石下町条例」という。）の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。

5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成18年3月31

日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。
 6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯科医に対する別表第4の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000円」とあるのは「110,000円」と、同表学校歯科医の項中「127,000円」とあるのは「100,000円」とする。

中略

附 則（令和7年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条，第5条関係）

職名		報酬区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	10,000円	常勤の特別職
	委員	日額	9,000円	常勤の特別職
図書館協議会の委員		日額	5,000円	一般職

~~備考—勤務時間が2時間未満の場合は、表中に定める報酬額の2分の1に相当する額を報酬とする。~~

別表第2—別表第4 略

別表第5（第5条関係）

日当の額に相当する額を支給しない地域

<u>茨城県</u>	<u>全市町村</u>
<u>千葉県</u>	<u>松戸市 柏市 我孫子市 流山市 野田市</u>
<u>埼玉県</u>	<u>三郷市 吉川市 幸手市 北葛飾郡</u>

~~別表第5~~ 別表第6（第5条関係）

職名	出務1日当たり費用弁償額
市外在住の公平委員会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住のいじめ防止対策委員会の委員	一般職の旅費相当額

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和32年10月1日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条—第7条 略

(旅費の支給方法)

第8条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。~~ただし、一般職旅費条例第16条ただし書の規定については、この限りでない。~~

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 公用車等を利用した場合には当分の間、第6条及び第7条の規定にかかわらず鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。
- 4 特別車両料金及び特別船室料金については、第6条の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例附則第5項の規定は適用しない。

(石下町の編入に伴う経過措置)

5 石下町の編入の前日に、石下町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和32年石下町条例第11号。以下「石下町条例」という。)の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお石下町条例の例による。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「「100分の160、」」とあるのは「「100分の145、」」とする。

(期末手当に関する特例措置)

7 第4条の2の規定により一般職の職員の例によるとされる市長の期末手当

(令和2年6月1日を基準日とするものに限る。)については、給与条例第18条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則(令和7年条例第5号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年条例第 号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年条例第 号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1・別表第2 略

◎議案第 79 号 常総市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、茨城県の医療福祉費支給制度（通称マル福）について、茨城県が定める医療福祉費支給に関する条例準則が改正されたことから、常総市医療福祉費支給に関する条例についても同様の改正を行うものです。

市では、茨城県の制度に合わせマル福制度を実施しており、制度の対象となる妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等が医療を受けた場合には、常総市医療福祉費支給に関する条例に基づき、医療福祉費を支給しております。

茨城県が定める医療福祉費支給に関する条例準則においては、医療福祉費の支給制限に関する所得の判定や計算方法等の事項について政令等を準用していますが、準用する政令が改正されたこと等に伴い、当該事項を規則で定める形とする改正がなされました。これを踏まえ、市条例についても同様の改正を行うものです。

○常総市医療福祉費支給に関する条例

昭和51年12月27日

条例第30号

水海道市医療福祉費支給に関する条例（昭和48年水海道市条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、もって市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者（第3号から第5号までに掲げる者を除く。）をいう。

(2) 小児 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（次号から第5号までに掲げる者を除く。）をいう。

(3) 母子家庭の母子 次に掲げる者（出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は第5号に掲げる者を除く。）をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童を現に監護している者及びその児童

(ア) 18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。）

(イ) 20歳未満の児童（20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障害の状態にある者

(ウ) 20歳未満の児童で別表に定める学校に在学している者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届

- 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたことのない女子
- (4) 父子家庭の父子 次に掲げる者(出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は次号に掲げる者を除く。)をいう。
- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子(以下「配偶者のない男子」という。)で前号アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する児童を現に監護している者及びその児童
- イ 前号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたことのない男子
- (5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当するもの
- イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされるもの
- ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者
- エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定されたもの
- オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。)別表第3に規定する1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となっている児童

カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に規定する1級に該当する障害年金等の受給権者才 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）別表第3に規定する1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となっている児童

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当するもの

ク 手帳の交付を受けた者でその障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でその精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級に該当するもの

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する2級に該当するもの

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、常総市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律又は市規則で定める社会保険各法（以下「~~社会保険各法~~これらを「医療保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（常総市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第116条の2の規定により常総市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条若しくは第55条の2の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第9条の規定により常総市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。

（医療福祉費の支給）

第 4 条 市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦の場合にあっては妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限るものとし、対象者が小児のうちの 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者の場合にあっては入院による治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について~~国民健康保険法、~~
~~高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法~~医療保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、市規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（~~国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法~~医療保険各法による被保険者、組合員若しくは、加入者又はその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等を除く。）が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に定める病院若しくは診療所（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合、同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合は、前項の規定により支給する額（以下「支給額」という。）から保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療、指定訪問看護又は手当を受けた場合 1 日につき 600 円（1 日の支給額が 600 円に満たない場合にあっては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外のその他の者において 2 回を限度とする。）

(2) 入院の医療を受けた場合 1 日につき 300 円（1 日の支給額が 300 円に満たない場合にあっては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療

機関等において3,000円を限度とする。)

- 3 第1項の高額療養費は、~~国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法医療保険各法~~又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。
- 4 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費（健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。）の対象となる医療に要する費用の額（65歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。
- 5 医療福祉費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者（以下「保護者等」という。）の申請に基づいて支給することができる。
- 6 市は、対象者が市規則で定める手続に従い、市が契約した健康保険法第63条第3項各号に定める病院、診療所若しくは薬局（以下この項において「保険医療機関等」という。）において医療を受けた場合、指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合又は保険医療機関等以外のその他の者から手当を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用、当該指定訪問看護に関し当該指定訪問看護事業者に支払うべき費用又は当該手当に関し当該保険医療機関等以外のその他の者に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等、当該指定訪問看護事業者又は当該保険医療機関等以外のその他の者に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療、指定訪問看護又は手当を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

（医療福祉費の支給制限）

第5条 前条の規定にかかわらず、医療福祉費は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 妊産婦にあつては、母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊

娠の届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、~~児童手当法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第184号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。)~~第1条に市規則で定める額(以下「基準額」という。)以上であるとき又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 小児にあつては、出生の日及び1歳の誕生日から18歳の誕生日までの間の誕生日において、その者若しくはその者の配偶者又はその父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準額以上であるとき又は小児の配偶者若しくは父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあつては、対象者としての申請をした日(以下「申請日」という。)又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得(申請日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。)が、扶養親族等の有無及び数に応じて、~~7月1日(前々年の所得にあつては、前年の7月1日)現在における国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。)~~第46条第4項に市規則で定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持するもの前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(4) 重度心身障害者等にあつては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、~~児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)による改正前の特別児童扶養手~~

~~当法施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた市規則で定める額以上であるとき又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に市規則で定める額以上であるとき。~~

~~2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する旧特別児童扶養手当法施行令第2条第1項に定める額及び旧特別児童扶養手当法施行令第2条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令第5条の規定の例による。~~

2 前項各号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし、所得の額の計算方法は、市規則で定める。

3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者、配偶者若しくは扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者、配偶者若しくは扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となったときは、市規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

（届出義務）

第6条 対象者又は保護者等は、市規則で定める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による医療福祉費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療福祉費の返還)

第8条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療福祉費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療福祉費を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による医療福祉費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の水海道市医療福祉費支給に関する条例（以下「旧条例」という。）により医療福祉費の支給の対象者となっている者で、旧条例第2条第1号に規定するものについては、その者が1歳に達するまで、旧条例第2条第2号から第4号までに規定するものについては、昭和52年6月30日までの間は、この条例による改正後の水海道市医療福祉費支給に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(水海道市母子家庭医療福祉費支給に関する条例の廃止)

3 水海道市母子家庭医療福祉費支給に関する条例（昭和50年水海道市条例第14号）は、廃止する。ただし、新条例の施行日前に受けた医療に係る母子家庭医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

4 石下町の編入の日前に、石下町医療福祉費支給に関する条例（昭和51年石下町条例第46号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（令和6年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 改正後の第5条第1項第1号の規定 令和6年6月1日
- (2) 改正後の第5条第1項第4号の規定及び第5条第2項の規定（「特別児童扶養手当法施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める部分に限る。） 令和6年8月1日
- (3) 改正後の第5条第2項の規定（「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改める部分に限る。） 令和6年10月1日

附 則（令和8年条例第 号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

別表 略

◎議案第80号—議案第82号 訴えの提起について

まず、議案第80号について御説明いたします。

本案の相手方は、住宅資金貸付金の連帯保証人の法定相続人3名であり、いずれも相続放棄をしていないことから法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っておりますが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、訴えの提起を行うものです。

支払督促については、相手方の住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に申立てるものですが、適法な督促異議の申立てにより通常訴訟に移行すると、訴訟は、当該裁判所書記官の所属する簡易裁判所で行われることとなります。

本件については債務者が3名おり、また、それぞれの住所地が異なるとともに、一部の債務者の住所が遠方であることから、効率性、費用対効果等を考慮し、支払督促の申立てではなく、訴えの提起を行うことといたしますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第81号と議案第82号について御説明いたします。

民事訴訟法の規定による支払督促の申立てに係るものです。

議案第81号の相手方は、住宅資金貸付金の主債務者の法定相続人であって相続放棄をしていない者であり、議案第82号の相手方は主債務者となっております。どちらも債務を償還する義務を負っておりますが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものです。

支払督促については、債務者がその送達を受けた日から2週間以内に民事訴訟法の規定による督促異議の申立てをしない場合にあつては、支払督促が確定判決と同一の効力を有することとなり強制執行をすることができることとなりますが、この期間内に督促異議の申立てがされた場合にあつては、同法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされ、通常訴訟に移行することとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決が必要となることから、あらかじめ議会の議決を求めるものです。

◎議案第 83 号 常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

水海道天満町に設置している福祉会館（通称，ふれあい館）につきましては，昭和 49 年 11 月に茨城県の職業訓練校として建設され，その後，市民の福祉の増進と生活の向上を図ることを目的として，平成 14 年 7 月に県より譲り受けた施設です。長らく社会福祉協議会水海道事務所やシルバー人材センター事務所として利用されてきましたが，耐震性の問題が判明して以降，各事務所の移転先を模索してきました。令和 5 年 10 月にはシルバー人材センターが大花羽小学校跡地へ移転し，令和 8 年 3 月中に社会福祉協議会水海道事務所が水海道森下町の保健センターの 3 階へ移転することになりました。

これにより，常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止することとし，その附則において，議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例及び常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例における常総市福祉会館の規定を削る改正を行うことといたします。

○常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例

平成14年12月25日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の福祉の増進と生活の向上を図るため、福祉会館を次のとおり設置する。

名称 常総市福祉会館

位置 常総市水海道天満町2472番地

(利用目的及び事業)

第3条 福祉会館は、次に掲げる目的のために市民の利用に供するものとする。

- (1) 障害者福祉の増進
- (2) 高齢者福祉の増進
- (3) 児童福祉の増進
- (4) 母子・婦人福祉の増進
- (5) 青少年の健全育成
- (6) ボランティア団体の活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉の増進

2 福祉会館は、市民の福祉の増進及び生活の向上に寄与するための事業を行うものとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 福祉会館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 福祉会館の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 福祉会館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可を与える場合には、必要な条件を付することができる。
- 3 第 1 項の規定は、同項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用を中止し、又は利用の内容を変更する場合に準用する。

（利用の不許可）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 福祉会館の管理上特に支障があると認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第 7 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 許可を受けた利用の目的以外の目的のために利用し、又は利用許可の条件に違反したとき。

- 2 前項の場合において、利用者に損失があっても、市は、その責めを負わない。
（指定管理者による管理）

第 8 条 福祉会館の管理は、法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年水海道市条例第 1 2 号）の定めるところによる。

- 3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 4 条第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項の規定の適用については、第 4 条第 3 項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条第 1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

第 9 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条第 2 項の事業の実施に関する業務
- (2) 福祉会館の利用の許可に関する業務
- (3) 福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が福祉会館の管理上必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第 10 条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、
適正に福祉会館の管理を行わなければならない。

(損害賠償義務)

第 11 条 利用者は、故意又は過失により福祉会館の施設若しくは設備を損傷し、
又は滅失したときは、速やかにこれを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失
によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由
があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(水海道市保健センター及び福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 水海道市保健センター及び福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和 55
年水海道市条例第 10 号。以下「保健センター及び福祉会館条例」という。）
の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

3 [略]

附 則（平成 17 年条例第 19 号）

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 18 年 1 月 1 日
から、第 3 条の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

○議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例

昭和39年12月26日

条例第41号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号及び第244条の2第2項に規定する重要な公の施設の長期かつ独占的な利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（重要な公の施設）

第2条 法第96条第1項第11号の条例で定める重要な公の施設は、別表第1に、同号の条例で定める長期かつ独占的な利用は、別表第2に掲げるとおりとする。

（特に重要な公の施設）

第3条 法第244条の2第2項の条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものは、別表第3に、同項の条例で定める長期かつ独占的な利用又は廃止は、別表第4に掲げるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

中略

附 則（令和7年条例第31号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

重要な公の施設

- (1) 斎場
- (2) 公民館
- (3) 集会所
- (4) 図書館
- (5) 社会体育施設
- (6) 公園

- (7) 児童館
- (8) 自然休養村施設
- (9) 保健センター
- ~~(10)~~ ~~福祉会館~~
- ~~(11)~~ (10) 隣保館
- ~~(12)~~ (11) 心身障害者福祉センター
- ~~(13)~~ (12) 生涯学習センター
- ~~(14)~~ (13) 風土博物館
- ~~(15)~~ (14) 児童デイサービスセンター
- ~~(16)~~ (15) 総合福祉センター
- ~~(17)~~ (16) 文化センター
- ~~(18)~~ (17) 民俗資料館
- ~~(19)~~ (18) 地域交流センター
- ~~(20)~~ (19) 市民コミュニティホール
- ~~(21)~~ (20) 道の駅地域振興施設
- ~~(22)~~ (21) 市民の広場

別表第 2（第 2 条関係）

長期かつ独占的な利用

別表第 1 に掲げる公の施設について 1 年以上の期間にわたり、かつ、独占的な利用をさせること。

別表第 3・別表第 4 略

○常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例

平成 20 年 3 月 28 日

条例第 6 号

（目的）

第 1 条 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、社会公共の利益に反することとなる暴力団等による公共施設の使用を制限することにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 法第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員をいう。
- (2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則等に定める施設をいう。

（使用の制限）

第 3 条 市は、当該公共施設の使用について別に定めるものを除くほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

- 2 市は、既に公共施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和 7 年条例第 31 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

- 1 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 35 年水海道市条例第 9 号）
- 2 常総市立学校設置に関する条例（昭和 39 年水海道市条例第 28 号）
- 3 常総市都市公園条例（昭和 41 年水海道市条例第 41 号）
- 4 常総市吉野公園条例（昭和 44 年水海道市条例第 1 号）
- 5 常総市青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年水海道市条例第 19 号）
- 6 常総市児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年水海道市条例第 5 号）
- 7 水海道あすなろの里の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年水海道市条例第 9 号）
- 8 常総市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和 55 年水海道市条例第 10 号）
- 9 常総市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年水海道市条例第 13 号）
- 10 常総市立集会所の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年水海道市条例第 6 号）
- 11 常総市隣保館の設置及び管理に関する条例（平成元年水海道市条例第 6 号）
- 12 常総市心身障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 年水海道市条例第 3 号）
- 13 常総市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年水海道市条例第 13 号）
- 14 常総市風土博物館条例（平成 13 年水海道市条例第 8 号）
- ~~15 常総市福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 14 年水海道市条例第 27 号）~~
- ~~16~~15 常総市水海道シティハイツ集会所の設置及び管理に関する条例（平成 15 年水海道市条例第 22 号）
- ~~17~~16 常総市地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 89 号）
- ~~18~~17 常総市農村公園の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海

道市条例第 119 号)

~~19~~18 常総市文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 146 号）

~~20~~19 常総市民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 149 号）

~~21~~20 常総市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 150 号）

~~22~~21 常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 159 号）

~~23~~22 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年常総市条例第 23 号）

~~24~~23 常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例（令和 7 年常総市条例第 16 号）

~~25~~24 常総市庁舎等管理保全規則（昭和 38 年水海道市規則第 8 号）

○常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例

令和 7 年 9 月 24 日

条例第 31 号

（設置）

第 1 条 地域住民の交流の場及び生涯学習の場を充実させ、多世代交流の活発化を目指すことを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、常総市水海道交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

第 2 条—第 20 条 略

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定の手続、施設の利用許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

3 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和 39 年水海道市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

~~別表第 1 に次の 1 号を加える。~~

~~(23) 水海道交流センター~~

別表第 1 に次の 1 号を加える。

(22) 水海道交流センター

（常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

4 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成 20 年常総市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

~~別表中第 25 項を第 26 項とし、第 24 項の次に次の 1 項を加える。~~

~~25 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和 7 年常総市条例第 31 号）~~

別表中第 24 項を第 25 項とし、第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和 7 年

常総市条例第 31 号)

附 則（令和 8 年条例第 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略

◎議案第 8 4 号 常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

本案は、令和 7 年度税制改正により個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことからその影響を考慮し、保険料率の算定の調整を行うための規定及び特例減免に関する規定を定める改正を行うものです。

令和 7 年度税制改正に伴い、保険料段階が変更となる介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）が生じ、3 年単位（令和 6 年度～8 年度）で計画的に定めている介護保険料収入に変動が生じることで、介護保険事業の運営に影響を及ぼす可能性があります。

これを受け、令和 8 年度に限り、令和 7 年度見直し前と同様の給与所得控除額を用いて保険料を算定できるよう、国が介護保険法施行令の改正を行ったことから、条例においても同様の改正を行うものです。

また、令和 7 年度における住民税非課税者については、上記の保険料率の算定の調整により、令和 8 年度に住民税課税者とみなされることがあり、意図せず介護保険料が増額されてしまう場合があります。そのような者に関し、令和 8 年度の保険料算定において、住民税非課税者と判定する保険料段階まで減免することを可能とする措置を講ずる改正を行うものです。

○常総市介護保険条例

平成12年3月27日
条例第14号

目次 略

第1章 市が行う介護保険

第1条 常総市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条—第6条 略

(保険料率)

第7条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,600円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,900円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,200円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 85,200円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 92,400円

ア 合計所得金額が 1 2 0 万円以上 2 1 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第 9 号イ、第 1 0 号イ、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ若しくは第 1 3 号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 1 0 6, 2 0 0 円

ア 合計所得金額が 2 1 0 万円以上 3 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第 1 0 号イ、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ若しくは第 1 3 号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 1 2 0, 6 0 0 円

ア 合計所得金額が 3 2 0 万円以上 4 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第 1 1 号イ、第 1 2 号イ若しくは第 1 3 号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 1 3 5, 0 0 0 円

ア 合計所得金額が 4 2 0 万円以上 5 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第 1 2 号イ若しくは第 1 3 号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 1 4 8, 8 0 0 円

ア 合計所得金額が 5 2 0 万円以上 6 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9

条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第 1 3 号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 1 6 3, 2 0 0 円

ア 合計所得金額が 6 2 0 万円以上 7 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 1 7 7, 0 0 0 円

ア 合計所得金額が 7 2 0 万円以上 8 0 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 1 9 1, 4 0 0 円

2 令第 3 9 条第 5 項の規定による第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2 0, 4 0 0 円とする。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に該当する者の令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 0, 4 0 0 円」とあるのは「3 4, 8 0 0 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に該当する者の令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 0, 4 0 0 円」とあるのは「4 8, 6 0 0 円」と読み替えるものとする。

第 8 条—第 2 3 条 略

第 2 4 条 第 2 0 条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第 2 0 条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発する日から起算して 1 0 日以上を経過した日とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条—第 1 2 条 略

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 1 3 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に~~所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得~~に給与所得(所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。以下同じ。)又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 7 条第 1 項(第 6 号ア, 第 7 号ア, 第 8 号ア, 第 9 号ア, 第 1 0 号ア及び第 1 1 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

(令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第 1 4 条 第 1 号被保険者(令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に登録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。)の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 7 条第 1 項(第 6 号ア, 第 7 号ア, 第 8 号ア, 第 9 号ア, 第 1 0 号ア, 第 1 1 号ア, 第 1 2 号ア及び第 1 3 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第

6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする。附則第12条第1項第2号を除き，以下同じ。））」とあるのは，「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい，当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし，租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には，当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が零を下回る場合には，零とする。附則第12条第1項第2号を除き，以下同じ。））」とする。

- 2 第1号被保険者のうち，令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア，第11号ア，第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあつては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし，当該合計所得金額が零を下回る場合にあつては零とする。附則第12条第1項第2号を除き，以下同じ。））」とあるのは，「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい，当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし，租税特別措置法による特別控

除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第2号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合にあっては当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合にあっては零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。附則第12条第1項第2号を除き、以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第15条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同

年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満であり、かつ、1 3 5 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 5 5 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 6 5 万 1, 0 0 0 円以上 1 6 1 万 9, 0 0 0 円未満であり、かつ、1 3 5 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 1 0 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1 6 1 万 9, 0 0 0 円以上 1 9 0 万円未満であり、かつ、1 3 5 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6 5 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 3 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第 2 9 5 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から 5 5 万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 6 5 万 1, 0 0 0 円以上 1 6 1 万 9, 0 0 0 円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が 1 0 万円以下である場合

ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1 6 1 万 9, 0 0 0 円以上 1 9 0 万円未満であり、かつ、地方税法第 2 9 5 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6 5 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第 5 の給与等の金額として、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 7 条第 1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者が前項第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第 1 号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和 8 年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

第 1 6 条 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和 7 年度及び令和 8 年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第 2 5 条及び前条の規定により令和 8 年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階(第 7 条第 1 項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。)が、当該みなし課税者に令附則第 2 5 条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に係る保険料段階(次項において「令附則第 2 5 条等非適用保険料段階」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料を減免する。

2 前項の規定による減免後の令和 8 年度分の保険料の額は、令附則第 2 5 条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。

3 第 1 項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を

要しない。

中略

附 則（令和 6 年条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の常総市介護保険条例の規定は、令和 6 年度以降の年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 85 号 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

本案は、水海道公民館の後継施設である水海道交流センターのオープンに伴って同館を廃止することとし、条例中の別表に定められているその名称、位置及び設置区域を削る改正を行おうとするものです。

水海道公民館につきましては、昭和 48 年に供用を開始し、社会教育活動を行う場として 52 年間の長きにわたって地域の皆様に親しまれてまいりました。

この度、地域住民の交流の場及び生涯学習の場を充実させ、多世代交流の活発化を目指すことを目的として、次年度に間もなく竣工する民間施設内に水海道交流センターを開設いたします。これに伴いまして、老朽化の進む水海道公民館の利用を廃止することとし、条例中に定める同館に関する規定を改正することといたします。

○常総市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和 35 年 3 月 31 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づき、常総市立公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき、別表のとおり公民館を設置する。

(職員等)

第 3 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

3 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

4 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施に当たる。

(審議会の設置)

第 4 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、常総市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、別表に掲げる公民館に関する法第 29 条第 2 項に規定する事項を行うものとする。

3 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委員の定数等)

第 5 条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20 人以内とし、次に掲げるもののうちから、常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が第 1 項に規定する委嘱の基準に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(使用の許可)

第 6 条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可しない。

- (1) 法第 23 条の規定に違反すると認められたとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 施設又は設備を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められたとき。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用中に著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認められたとき。

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 公民館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第 10 条 使用者は、公民館に特別に設備をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 使用者は、公民館の使用が終わったとき若しくは中止させられたとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに公民館を原状に復さなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その要した費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第 12 条 使用者は、公民館の施設、附属設備又は備品類を損傷し、又は滅失し

たときは、直ちに館長に届け出るとともに、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。
(水海道市公民館設置管理等に関する条例の廃止)
- 2 水海道市公民館設置管理等に関する条例（昭和 30 年水海道市条例第 13 号）は、廃止する。
(石下町の編入に伴う経過措置)
- 3 石下町の編入の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に限り、第 5 条の規定にかかわらず、委員の定数は 35 人とする。

中略

附 則（令和 4 年条例第 26 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和 7 年常総市条例第 31 号）の施行の日から施行する。
(常総市公告式条例の一部改正)
- 2 常総市公告式条例（昭和 39 年水海道市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。
別表常総市水海道栄町 2680 番地 1 の項を削る。

別表（第 2 条，第 4 条関係）

名称	位置	設置区域
水海道公民館	常総市水海道栄町 2680 番地 1	水海道小学校区
大生公民館	常総市平町 441 番地	大生小学校区
五箇公民館	常総市上蛇町 1899 番地 1	五箇小学校区

三妻公民館	常総市三坂町 1 5 4 4 番地 3	三妻小学校区
大花羽公民館	常総市大輪町 4 6 4 番地 5	菅原小学校区のうち羽生町，大輪町及び花島町
菅原公民館	常総市大生郷町 1 9 6 0 番地 1	菅原小学校区のうち横曽根新田町，笹塚新田町，五郎兵衛新田町，大生郷町，大生郷新田町及び伊左衛門新田町
豊岡公民館	常総市豊岡町丙 1 5 8 7 番地	豊岡小学校区
坂手公民館	常総市坂手町 6 2 1 9 番地 1	絹西小学校区のうち坂手町
内守谷公民館	常総市内守谷町 2 7 4 3 番地 2	絹西小学校区のうち内守谷町
菅生公民館	常総市菅生町 1 1 8 7 番地 1 0	菅生小学校区
石下中央公民館	常総市本石下 8 5 番地	玉小学校区，石下小学校区及び豊田小学校区
石下西公民館	常総市鴻野山 1 5 6 番地	岡田小学校区及び飯沼小学校区

○常総市公告式条例

昭和 39 年 6 月 27 日

条例第 33 号

水海道市公告式条例（昭和 25 年水海道市条例第 118 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に掲示してこれを行う。

(1) 常総市水海道諏訪町 3 2 2 2 番地 3 常総市役所前の掲示場

(2) 常総市新石下 4 3 1 0 番地 1 常総市役所石下庁舎前の掲示場

3 前項の掲示をしたときは、その謄本を作り別表の掲示場に掲示することができる。

（規則に関する準用）

第 3 条 前条の規定は、市長の定める規則（次条において「規則」という。）の公布について準用する。

（規程の公表）

第 4 条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押印しなければならない。

2 第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規程について準用する。

（その他の規則及び規程の公表）

第 5 条 第 2 条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関（市長及び教育委員会を除く。以下同じ。）の定める規則について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「市長の」とあるのは「市の機関（市長及び教育委員会を除く。）の」と、「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（規則及び規程の施行期日）

第 6 条 市長又は市の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程において特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（平成 22 年条例第 29 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 8 月 30 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、常総市水海道交流センターの設置及び管理に関する条例（令和 7 年常総市条例第 31 号）の施行の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

掲示場

常総市水海道栄町 2-6-8-0 番地 1
常総市豊岡町丙 1 5 8 7 番地
常総市大生郷町 1 9 6 0 番地 1
常総市大輪町 4 6 4 番地 5
常総市三坂町 1 5 4 4 番地 3
常総市上蛇町 1 8 9 9 番地 1
常総市平町 4 4 1 番地
常総市坂手町 6 2 1 9 番地 1
常総市内守谷町 2 7 4 3 番地 2
常総市菅生町 1 1 8 7 番地 1 0
常総市豊田 1 0 8 1 番地 1
常総市杉山 6 7 6 番地
常総市鴻野山 1 5 6 番地
常総市原宿 1 3 8 0 番地

◎議案第 86 号 常総市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例について

本案は、市内の中小企業の振興を図るために実施している融資保証のあっせんにつきまして、その保証期間の最長限度を引き上げる改正を行うものです。

中小企業が事業資金の融資を受ける場合における融資保証のあっせんに関しましては、茨城県信用保証協会と連携し、茨城県信用保証協会が作成する市町村中小企業金融制度要項に基づき実施しております。市が融資保証をあっせんできる最高限度額は、この地方に特有な事業を営む企業の振興を図るための設備資金等を融資する振興金融にあつては 2 千万円まで、事業上必要な設備資金等を融資する自治金融にあつては 1 千万円までとなっており、保証期間につきましては、両制度とも 7 年を最長限度としております。

今回、市町村中小企業金融制度要項が改正され、中小企業の資金繰りの安定に資するため、令和 8 年 4 月 1 日保証申込受付分から保証期間の最長限度が現行の 7 年から 10 年に延伸されることに伴い、条例中に定めるこれらの限度を同様に改正いたします。

○常総市中小企業事業資金融資あっせん条例

昭和 50 年 3 月 27 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内の中小企業者に対する事業資金の融資とこれに関する保証を強力にあっせんし、もって市内中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的とする。

(保証機関及び融資機関)

第 2 条 保証機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）とし、融資機関は、保証協会と債務保証に関する約定を締結している金融機関のうち市長が適当と認めたものとする。

第 3 条 削除

(融資保証)

第 4 条 市長は、第 6 条に規定する振興金融及び自治金融（第 8 条第 2 項の特別小口保証を含む。）について融資保証のあっせんを行うものとする。

(融資保証の対象)

第 5 条 融資保証のあっせんを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に居住し、又は事業所を有し、同一事業を引き続き 3 箇月以上営んでいること。
- (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条に定める業種を営んでいること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 保証協会が行った代位弁済に係る債務の履行が終了していること。

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 2 項の特別小口保証のあっせんを受けることができる者は、前項各号に掲げる要件のほか、規則で定める要件を備えるものとする。

(資金の用途)

第 6 条 融資保証のあっせんを受けられる資金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 振興金融

ア この地方に特有な事業を営む企業の振興を図るための設備資金及び運転資金

イ 設備の近代化を図るための設備資金

ウ 中小企業等協同組合の共同施設の設備資金

エ その他中小企業を育成するため行政上適当と認める設備資金及び運転資金

(2) 自治金融 事業上必要な設備資金及び運転資金
(融資保証の総額)

第 7 条 市が融資保証をあっせんできる総額は、保証協会に出えんした累計額の 80 倍の額を限度とする。

(融資保証の最高限度額)

第 8 条 一の企業に対して融資保証をあっせんする最高限度額は、次のとおりとする。

(1) 振興金融 2,000 万円

(2) 自治金融 1,000 万円

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、自治金融における特別小口保証の場合は、500 万円を限度とする。

(融資保証の期間)

第 9 条 融資保証の期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 振興金融 ~~7~~年 10年以内

(2) 自治金融 ~~7~~年 10年以内

(貸付の形式等)

第 10 条 融資保証の貸付形式及び返済方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 振興金融の貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とし、返済方法は、一括又は分割返済とする。ただし、設備資金の場合には、6 箇月以内の据置期間を設けることができる。

(2) 自治金融の貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とし、返済方法は、均等月賦返済とする。ただし、設備資金の場合には、6 箇月以内の据置期間を設けることができる。

(保証人及び担保)

第 11 条 融資保証の保証人は、原則として、法人事業者にあつては当該法人事業者の代表者を連帯保証人とし、個人事業者にあつては保証人を要しない。

2 物的担保は、必要に応じてこれを徴するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 8 条第 2 項の特別小口保証の場合は、連帯保証人及び物的担保を要しない。

(融資保証の申込み)

第 12 条 融資保証の申込みをしようとする者は、申込書を市長に提出しなければならない。

(融資保証の審査)

第 13 条 市長は、融資保証の審査機関として、常総市中小企業金融審査委員会（以下「金融審査委員会」という。）を置く。

2 市長は、前条の申込みを受けたときは、金融審査委員会に諮り、適格と認められた者に限り、融資保証のあっせんを行うものとする。

(使途の変更)

第 14 条 融資保証のあっせんを受けた者（以下「借受人」という。）が、その資金の使途を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(調査報告等)

第 15 条 市長は、借受人に対し、その資金に関連する事項について調査し、若しくは報告を徴し、又は必要な限度において指示することができる。

(報告義務)

第 16 条 借受人は、その事業経営に関し重大な障害事情が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(保証機関及び融資機関の報告)

第 17 条 市長は、保証協会又は融資機関に対して借受人の融資保証資金の返還状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(損失補償)

第 18 条 この条例による保証協会の保証債務につき保証協会において代位弁済をしたときは、保証協会の損失分についてその 2 分の 1 に相当する金額を保証協会に補償するものとする。

2 前項の補償をするため、市は、保証協会に予算の範囲内において基金を寄託するものとする。

(損失補償に係る債権の放棄)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定により保証協会の損失分について補償する場合において、あらかじめ、保証協会から保証債務の履行によって生ずる保証協会の求償権について、これを放棄し、又は他の者に譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡に限る。）をする旨の申出を受けたときは、市が行う補償に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。ただし、規則で定めるところにより当該申出に係る借受人の事業の再生に資すると認められる場合に限る。

(他機関との契約)

第 20 条 市長は、この条例の実施に関し、保証協会及び融資機関との間に必要な契約を締結するものとする。

(委託)

第 21 条 市長は、振興金融及び自治金融の融資保証のあっせんに関する事務を常総市商工会長に委託することができる。

(規則への委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

(水海道市中小企業合理化融資保証条例の廃止)

2 水海道市中小企業合理化融資保証条例（昭和 34 年水海道市条例第 14 号）は、廃止する。

(経過規定)

3 廃止前の水海道市中小企業合理化融資保証条例の規定により、融資保証のあっせんを受けた資金については、なお従前の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

4 石下町の編入の日前に、石下町中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和 50 年石下町条例第 8 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（平成 25 年条例第 12 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 87 号 常総市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

本案は、災害その他非常の場合において、給水装置の早期復旧を図るための規定を加える改正を行うものです。

需要者に水を供給するために必要な給水装置の新設等の工事は、市長又は市長が指定した者、いわゆる指定給水装置工事事業者が施行することとされております。

一方で、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震において、多くの家屋で給水装置が破損したことや、指定給水装置工事事業者自身も被災したことで、工事を行うことができる指定給水装置工事事業者の確保が困難な状況になったことにより、給水装置の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。

これを踏まえて、被災地での給水装置の工事の適正な実施を図るため、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が給水装置の新設等の工事を施行する必要があると認めるときは、給水装置の新設等の工事を行うことを可能とする規定を加えるものです。

○常総市水道事業給水条例

平成10年3月23日

条例第7号

水海道市水道事業給水条例（昭和39年水海道市条例第21号）の全部を改正する。

目次 略

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、常総市が設置する水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

第2条—第6条 略

（工事の施行）

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

第8条—第41条 略

（料金を免れた者に対する過料）

第42条 市長は、詐欺、その他不正の行為によって、第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の際、改正前の水海道市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの条例による改正後の水海道市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。

2 新条例第 29 条第 1 号及び第 2 号の規定は、施行日以後になされた第 5 条第 1 号の規定による申込みに係る給水装置工事について適用する。

（石下町の編入に伴う経過措置）

第 3 条 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町水道事業給水条例（平成 15 年石下町条例第 5 号。以下「石下町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 平成 18 年 1 月に限り、石下水道事業に係る第 26 条の適用については、石下町条例第 26 条第 1 項及び第 2 項の例による。

3 編入日前に編入前の石下町の区域においてなされた行為に対する罰則の適用については、石下町条例の例による。

中略

附 則（令和 6 年条例第 11 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 8 8 号 市道の路線の廃止について（2 6 0 3 号線）



路線名	起 点		終 点
2 6 0 3	羽生町 6 9 2 - 1		豊岡町 6 6 0
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	1 0 4 . 7 2 m	1 . 8 0 m	1 . 8 0 m

◎議案第 89 号 市道の路線の廃止について（3469号線）



路線名	起 点		終 点
3469	豊岡町乙1190-1		豊岡町乙1166
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	320.37m	3.60m	2.30m

◎議案第90号 市道の路線の変更について（2605号線）
 変更前



路線名	起点		終点
2605	豊岡町甲55-3		豊岡町甲61-2
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	118.20m	4.00m	2.00m

変更後



路線名	起点		終点	
2605	豊岡町甲62-4		豊岡町甲62-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	21.79m	4.00m	4.00m	

◎議案第91号 市道の路線の変更について（3475号線）

◎議案第92号 市道の路線の変更について（3486号線）

変 更 前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3475	豊岡町乙98	豊岡町乙87	180.48	1.50	1.50
3486	豊岡町乙230	豊岡町乙195	29.29	3.90	3.00

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
3475	豊岡町乙98	豊岡町乙86-2	164.02	1.50	1.10
3486	豊岡町乙230-1	豊岡町乙195-1	21.49	3.90	2.80

◎議案第 9 3 号 市道の路線の変更について (3 6 5 5 号線)
 変 更 前



路線名	起 点		終 点	
3 6 5 5	坂手町 8 2 1 5		坂手町 4 8 0 - 1	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	1, 2 9 2. 9 5 m	8. 0 0 m	3. 0 0 m	

変 更 後



路線名	起 点		終 点	
3 6 5 5	坂手町 8 2 1 5		坂手町 4 8 0 - 8	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	1, 2 7 8. 7 0 m	8. 0 0 m	3. 0 0 m	

◎議案第94号 市道の路線の変更について（2541号線）
 変 更 前



路線名	起 点		終 点
2541	大輪町1516-1		大輪町1520
	路線の延長	幅員（最大）	幅員（最小）
	133.28m	3.50m	2.80m

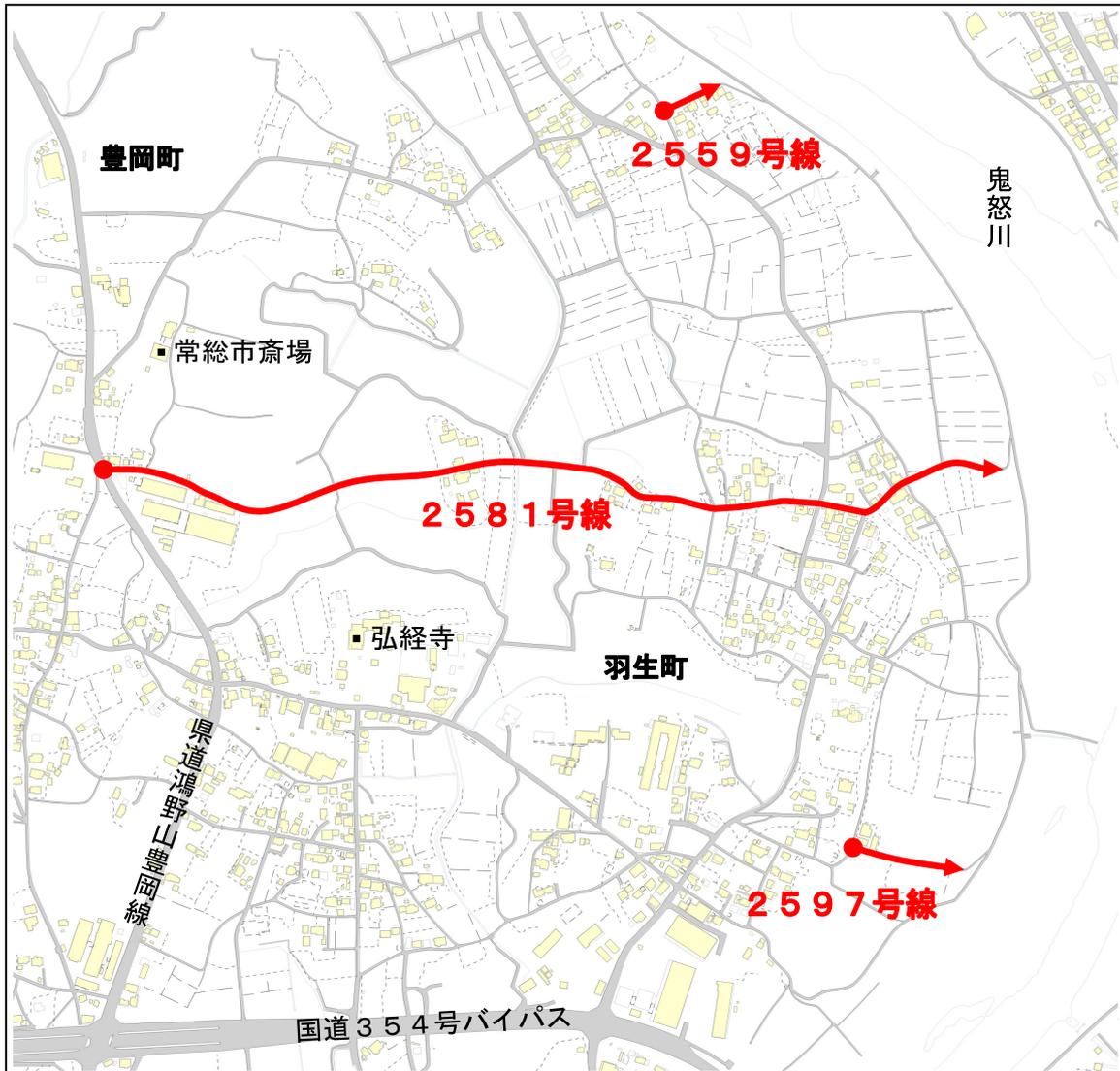
変 更 後



路線名	起 点		終 点	
2541	大輪町1642-1		大輪町1521-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	209.40m	3.50m	1.70m	

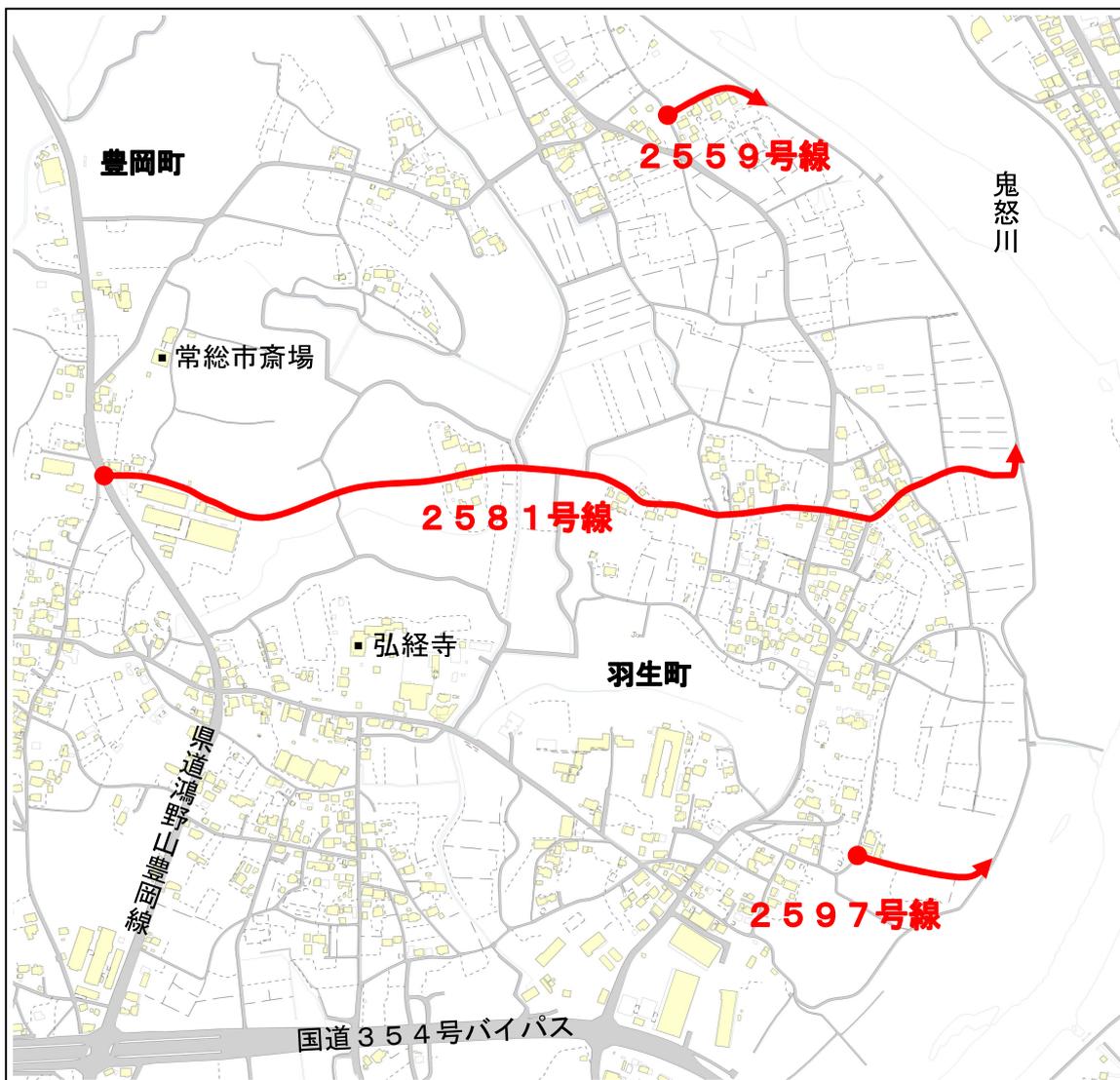
- ◎議案第95号 市道の路線の変更について（2559号線）
- ◎議案第96号 市道の路線の変更について（2581号線）
- ◎議案第97号 市道の路線の変更について（2597号線）

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2559	羽生町227	羽生町219-1	81.59	3.20	2.80
2581	豊岡町丁1616-1	羽生町477	1,229.43	4.00	2.60
2597	羽生町615	羽生町608-1	143.44	2.50	2.50

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2559	羽生町227	羽生町235-2	158.59	3.20	1.70
2581	豊岡町丁1616-1	羽生町502-2	1,289.07	4.00	1.50
2597	羽生町615	羽生町604-2	205.44	2.50	2.00

◎議案第 98 号 市道の路線の変更について (3947号線)
 変 更 前



路線名	起 点		終 点	
3947	内守谷町 2805		内守谷町 5820-1	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	1,857.53m	12.35m	4.15m	

変 更 後



路線名	起 点		終 点	
3 9 4 7	内守谷町 4 7 9 2 - 2		内守谷町 6 0 2 6	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	1, 6 9 5. 7 4 m	1 2. 3 5 m	4. 1 5 m	

◎議案第 99 号 市道の路線の変更について (2671号線)
 変 更 前



路線名	起 点		終 点
2671	豊岡町乙2018		豊岡町乙1572-1
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	667.66m	5.00m	3.00m

変 更 後



路線名	起 点		終 点
2671	豊岡町乙2018-1		豊岡町乙1706-3
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	355.40m	5.00m	3.50m

◎議案第100号 市道の路線の変更について(2689号線)

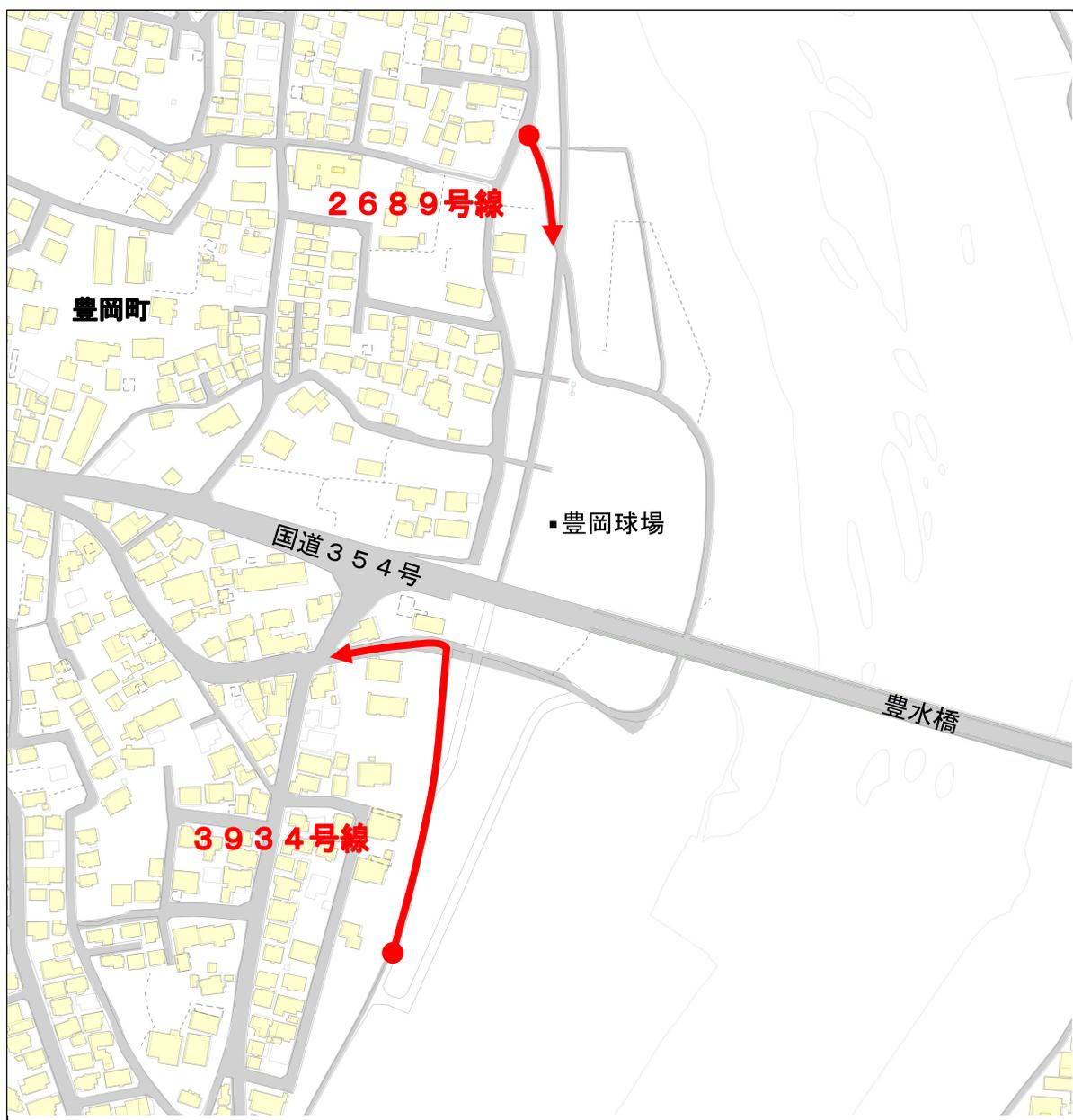
◎議案第101号 市道の路線の変更について(3934号線)

変更前



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2689	豊岡町乙1527-2	豊岡町乙1499	312.33	4.50	4.00
3934	豊岡町乙1499-1	豊岡町乙1191-1	529.34	8.47	4.00

変更後



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
2689	豊岡町乙1526-2	豊岡町乙1526-3	54.40	4.00	4.00
3934	豊岡町乙1182	豊岡町乙1490-1	229.73	8.47	4.00

◎議案第102号 市道の路線の変更について（西342号線）

変更前



路線名	起点		終点
西342	古間木2017-2		古間木2011-1
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)
	562.39m	6.35m	1.90m

変 更 後



路線名	起 点		終 点
西 3 4 2	大沢 2 0 1 4 - 3		大沢 2 0 1 1 - 1
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)
	5 4 5 . 0 0 m	6 . 3 5 m	1 . 9 0 m

◎議案第103号 市道の路線の認定について（6038号線）



路線名	起点		終点	
6038	坂手町1041-4		坂手町875-1	
	路線の延長		幅員(最大)	幅員(最小)
	345.11m		6.90m	2.40m